

 秘書課未来共創推進室

# すぐーる

学校-家庭-地域を繋ぐ連絡システム

# 目次

- 01 導入背景
- 02 LEBER・LINEとの棲み分け
- 03 すぐーるとは
- 04 チャネルとは

## 課題

- ▶LEBER（リーバー）を通した保護者宛ての通知が多く、**重要な情報が埋もれる**ことも
- ▶子ども向け情報も保護者宛てに届くため、情報が埋もれてしまい「**イベントに参加したかったのにできなかった…**」という子どもの痛々しい声が

## 解決

## ◆情報ごとに媒体を棲み分け

重要情報 : LEBER（リーバー）

市政情報 : 入間市LINE公式アカウント

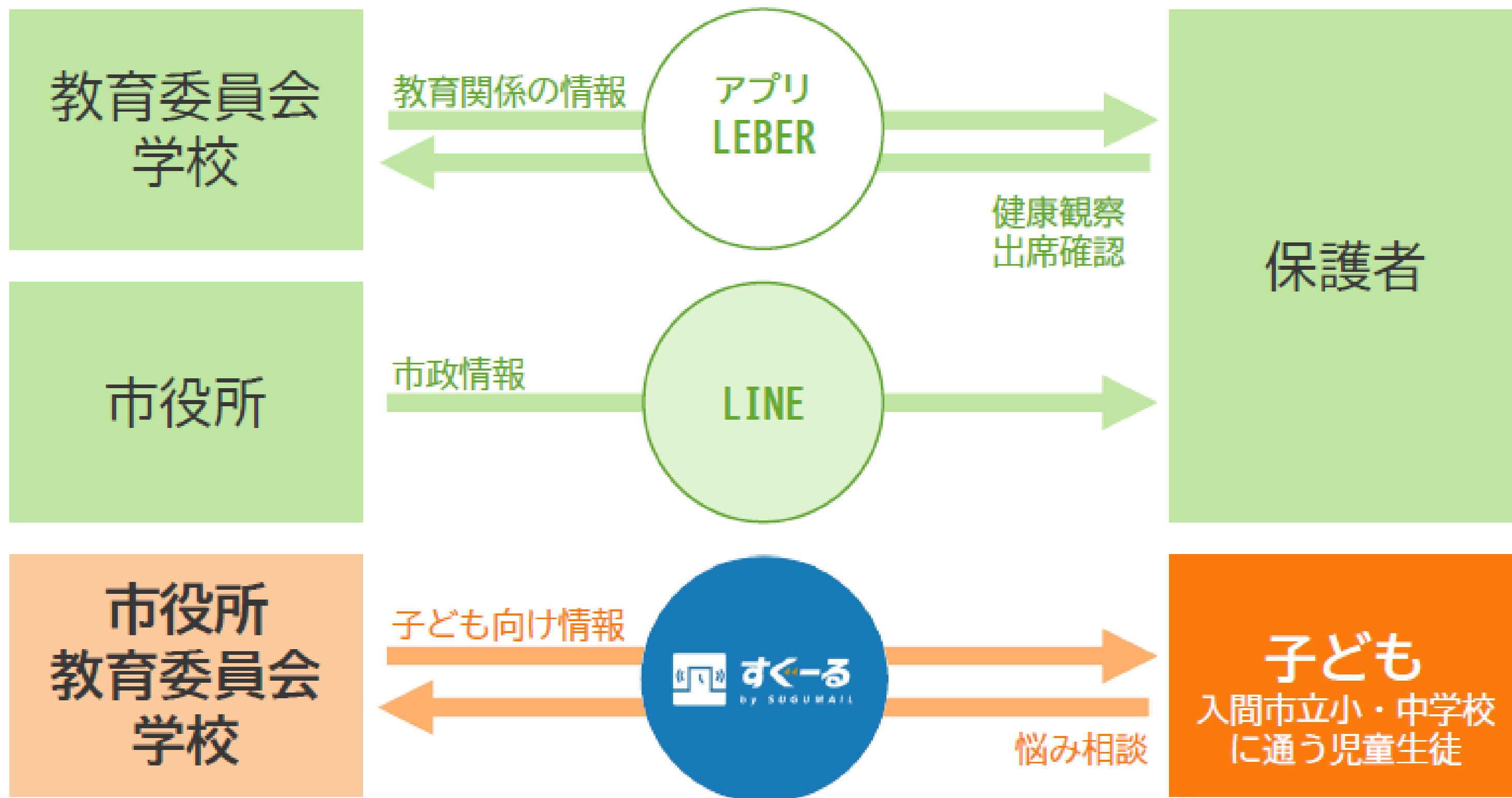
**子ども向け：すぐーる**

## ◆更に、子どもの悩み相談も受付可能

★子どものタブレットに直接情報を発信することで、いつでも閲覧可能！

★子どもの**ITリテラシー向上**と同時に市からの**シティプロモーション**を実現

## LEBER・LINEとの棲み分け



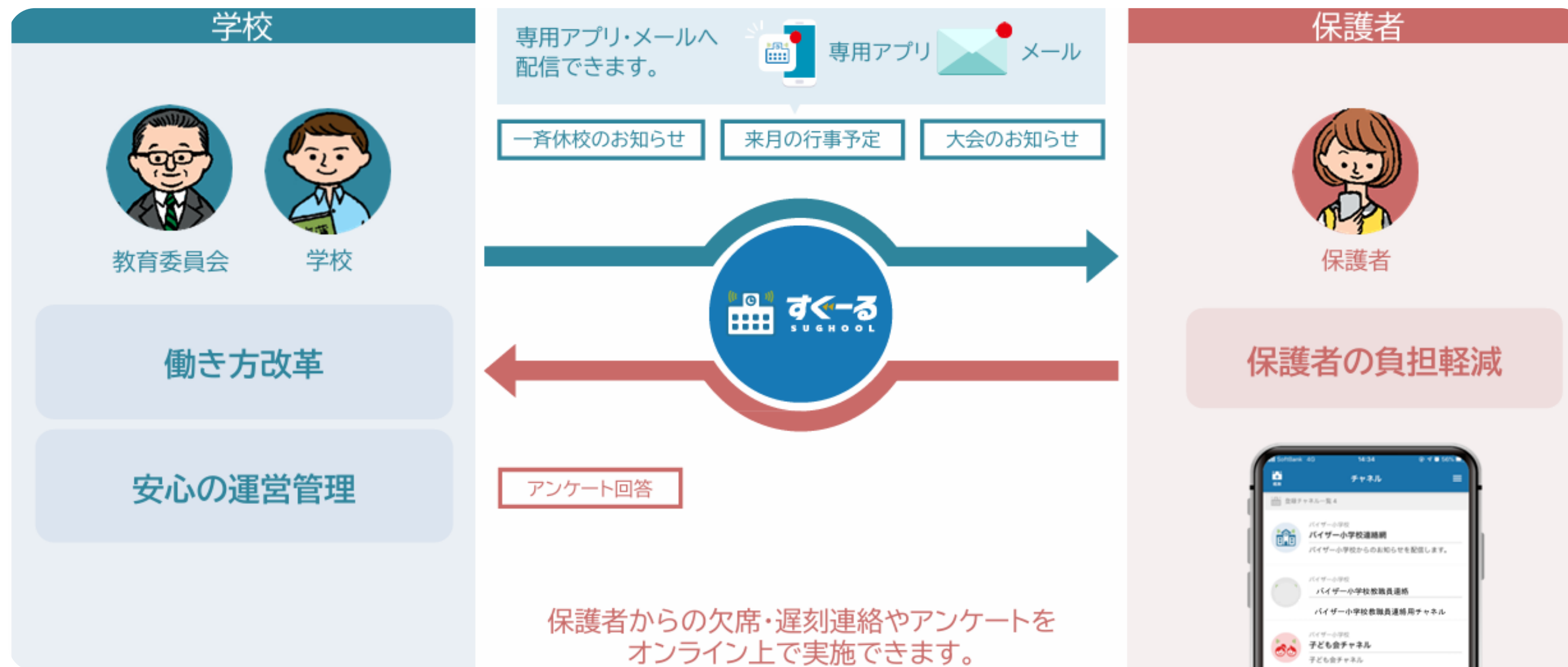
すぐーるは文部科学省が推進する地域学校協働活動の方針に従い、学校 - 家庭 - 地域をつなぐことで、教職員の「働き方改革」に代表される、教育現場の課題を解決するために開発された、教育現場向け連絡システムであります。



# 03 すぐーるとは

4

市や教育委員会、学校から配信したメッセージは専用アプリを通じて児童・生徒に届けられます。また、児童・生徒は市や教育委員会、学校に対して、アンケート（悩み相談等含む）への回答ができます。



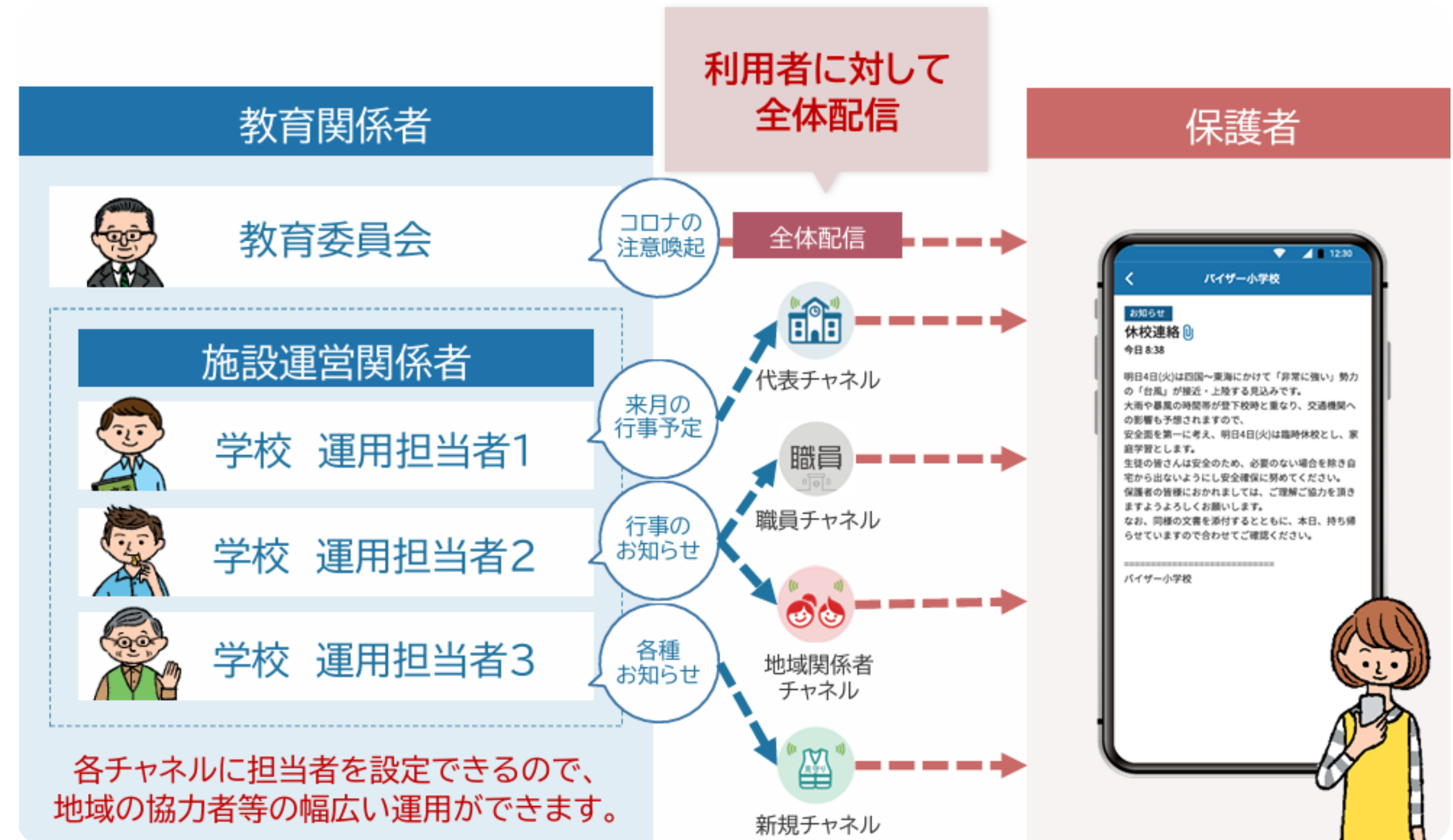
# 04 チャンネルとは

5

児童・生徒への連絡業務を複数の関係者で分担できます。

チャンネルとは？

メッセージを配信するグループ単位です。児童・生徒は自分が受け取りたいチャンネルを登録し、各チャンネルの運用担当者からの連絡が受け取れます。



チャンネルには、その運用用途によって「一般チャンネル」と「保護者チャンネル」があり、新規作成時に設定を行います。

現在、一般チャンネルのみで運用しています。今後、保護者チャンネルについても順次運用していく方向で検討しています。

#### ●チャンネル種別について

##### 保護者チャンネル

施設に登録されている子どもに紐づいた保護者に対して間接的にメッセージを配信するためのチャンネルです。

##### 代表チャンネル

保護者チャンネルの1つを代表チャンネルとして設定。CC配信が可能。設定はバイザーのみ。



- すぐ一るにあらかじめ「子ども」情報の登録が必要です。
- 保護者は登録時に、「登録手順書」に加え「子どもID」用紙が必要です。

##### 一般チャンネル

チャンネルに登録した利用者に対してメッセージを配信するためのチャンネルです。

利用(例)・地域関係者への連絡チャンネル  
・職員様への連絡チャンネル …等



- すぐ一るに事前の利用者情報の登録は不要です。
- 利用者は登録手順書のみで登録できます。

# すぐーる相談窓口について

「いるティーいじめ・なやみ・なんでも相談室」



いるティー

# 本市・埼玉県・国におけるいじめ認知件数の推移

|             |       |      |     |      |        |      |       |      |                          |      |         |      |
|-------------|-------|------|-----|------|--------|------|-------|------|--------------------------|------|---------|------|
| (1) いじめ認知件数 |       |      |     |      |        |      |       |      |                          |      |         |      |
| いじめ         | 入 間 市 |      |     |      | 埼 玉 県  |      |       |      | 国                        |      |         |      |
|             | 小学校   |      | 中学校 |      | 小学校    |      | 中学校   |      | 小学校                      |      | 中学校     |      |
|             | 件数    | 発生率  | 件数  | 発生率  | 件数     | 発生率  | 件数    | 発生率  | 件数                       | 発生率  | 件数      | 発生率  |
| H30         | 50    | 6.8  | 31  | 8.1  | 14,420 | 39.0 | 3,633 | 20.5 | 425,844                  | 66   | 97,704  | 29.8 |
| R01         | 186   | 25.9 | 44  | 11.8 | 18,901 | 51.6 | 3,766 | 21.3 | 484,545                  | 75.8 | 106,524 | 32.8 |
| R02         | 248   | 35.5 | 52  | 14.0 | 22,613 | 62.2 | 3,279 | 18.5 | 420,897                  | 66.5 | 80,877  | 24.9 |
| R03         | 410   | 62.5 | 48  | 13.8 | 26,292 | 72.9 | 4,441 | 25   | 500,562                  | 79.9 | 97,937  | 30   |
| R04         | 414   | 62   | 59  | 17   | 29,643 | 83   | 5,210 | 29.5 | 551,944                  | 89.1 | 111,404 | 34.3 |
| R05         | 519   | 79.1 | 73  | 20.9 |        |      |       |      |                          |      |         |      |
|             |       |      |     |      |        |      |       |      | ※発生率：児童生徒数1000人当たりに対する割合 |      |         |      |

# 1 目的

- ・アプリ内に「いるティーいじめ・なやみ・なんでも相談室」を開設し、相談支援のツールの一つとして活用する。
- ・いじめ防止対策推進法第16条2項にもとづく通報及び相談窓口とする。

## 2 相談窓口運用者

- ・人間市教育委員会

※第16条（いじめの早期発見のための措置）

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

## 3 相談方法

- ・児童生徒がアプリからアンケート形式で悩みの内容を入力し送信する

## 4 アンケート内容

- ①誰に関する相談か。 ②いじめを受けている子の学校はどこか。
- ③いじめを受けているのは何年生か。 ④いじめをしているのは何年生か。
- ⑤いじめの内容はどのようなものか。 ⑥いじめのことについて誰に相談したいか。
- ⑦いじめを受けている子の名前は ⑧いじめをしている子の名前は
- ⑨その他、伝えたいことは

ホーム

登録チャネル一覧 5



入間市  
いるティーいじめのなやみなんでも相談室  
いじめのなやみ相談室



入間市教育委員会学校連絡システム  
メッセージがありません



入間市  
市からのお知らせ  
メッセージがありません



入間市  
東町小学校  
メッセージがありません



入間市  
東町中学校  
メッセージがありません



入間市  
相談連絡用  
メッセージがありません

戻る

 いるティーいじめ・なやみ・なんでも相談室



いるティーいじめ・なやみ・なんでもそうだしつについて

既読確認

アンケート

重要

5/20 13:35

つらさやなやみは、だれかにつたえることでかいつするよ。そうだんまっています！（いるティーより）  
いじめをうけて、こまっている。だれかにいじめについてのなしをきいてほしい。  
など、なやんでいることをおしえてください。

 アンケート

未回答  
いるティー  
回答期限

いるティーいじめ・なやみ・なんでもそうだん

いるティーいじめ・なやみ・なんでもそうだん

【アンケートページ数 1 / 2】

必須

 設問 1.  
だれにかんするそうだんですか。

☐ 1：じぶん

☐ 2：きょうだい

☐ 3：おなじ学校のともだち

☐ 4：そのた

必須

 設問 2.  
いじめをうけている子の学校はどこですか。

☐ 1：豊岡小学校

☐ 2：東金子小学校

児童生徒用タブレット画面

入間市教育委員会 学校連絡用システム

# 「すぐーる」に寄せられた相談状況（5/20～6/28）

## 校種別件数

| 小学校 | 中学校 |
|-----|-----|
| 41  | 2   |

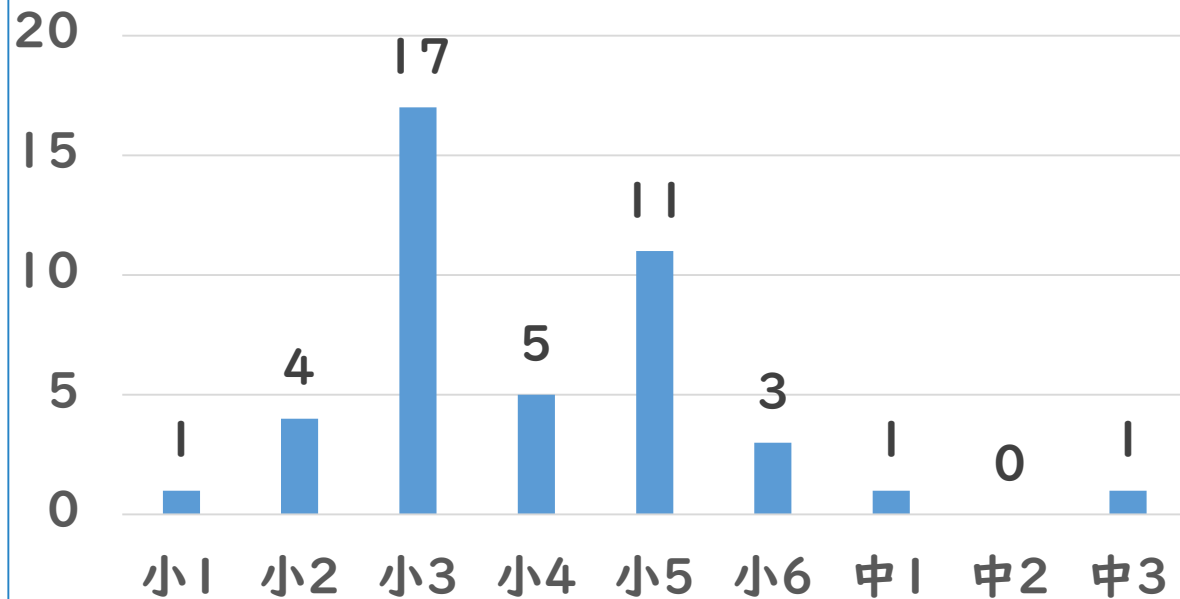
## 曜日別件数

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金  | 土 | 日 |
|---|---|---|---|----|---|---|
| 7 | 9 | 6 | 6 | 11 | 2 | 2 |

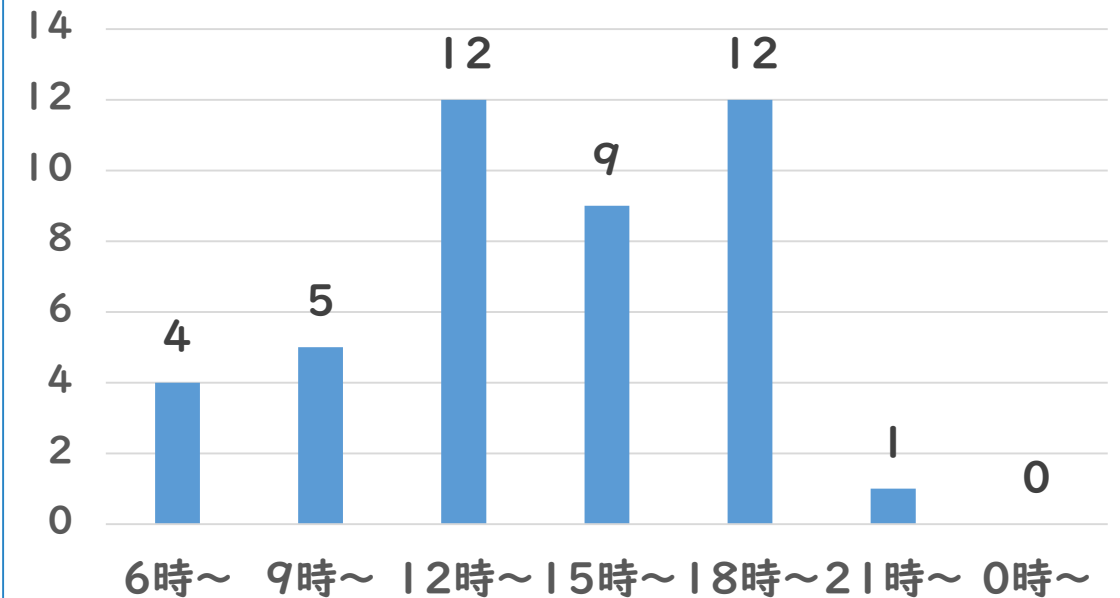


いるティー

## 学年別相談者数



## 時間別件数



# 「すぐーる」に寄せられた相談状況

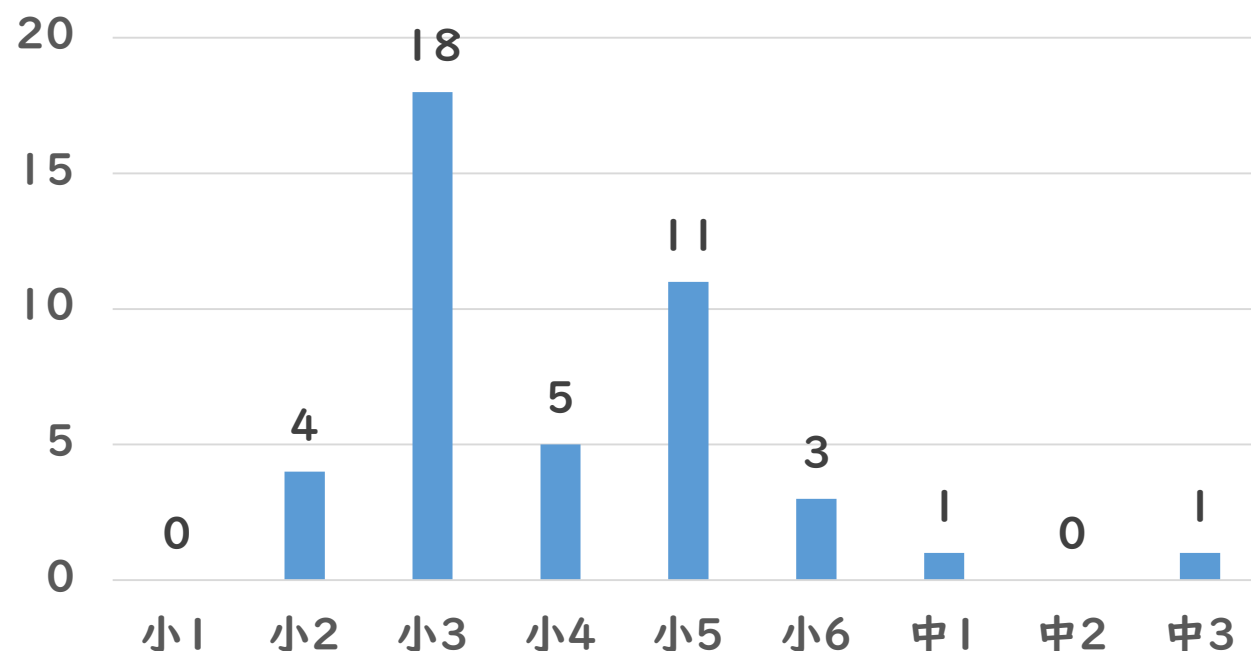
## アンケート項目① 誰に関する相談ですか。

| 自分 | 兄弟 | 友達 | その他 |
|----|----|----|-----|
| 22 | 1  | 17 | 3   |

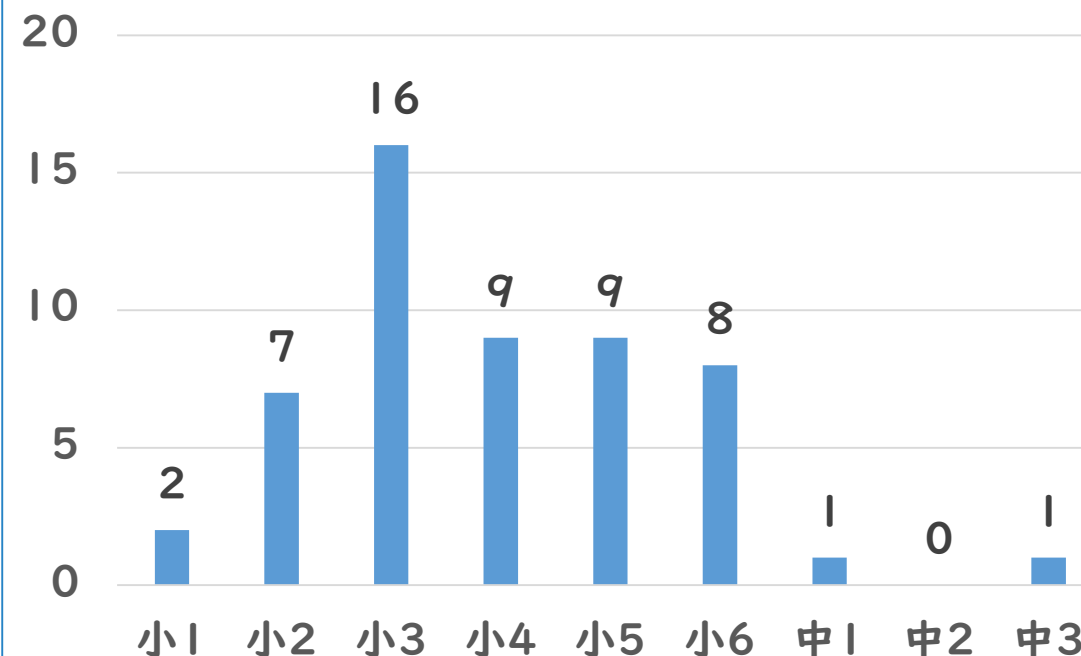


いるティ

### いじめを受けている子の学年

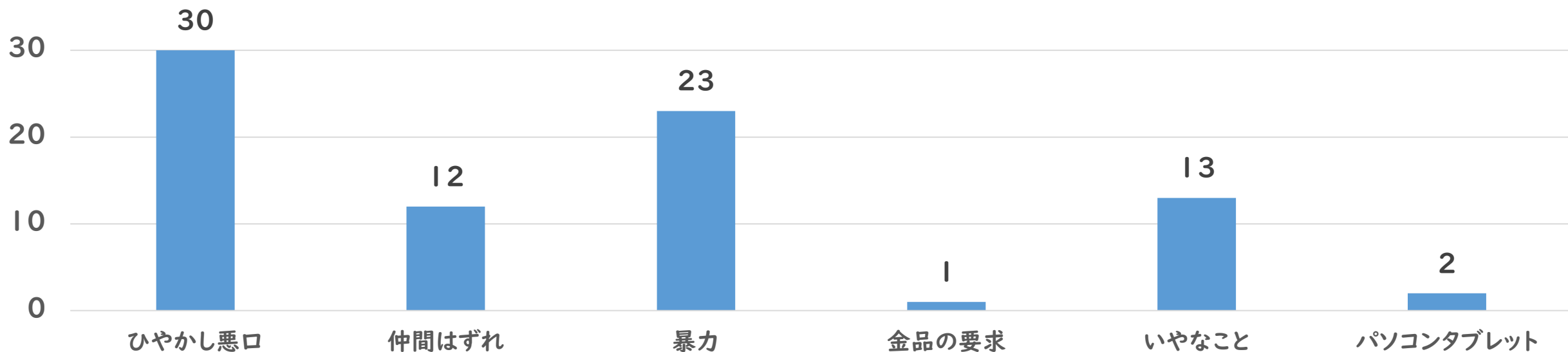


### いじめをしている子の学年(複数回答あり)



# 「すぐーる」に寄せられた相談状況

どのようないじめを受けているか(複数回答あり)



アンケート項目⑥だれに相談したいですか。(複数回答あり)

| 先生 | 親  | 友達 | 相談員 | その他 | しない |
|----|----|----|-----|-----|-----|
| 24 | 11 | 14 | 7   | 1   | 11  |



いるティー

# 相談からの流れ

## 対応方法

- ①「すぐーる」に相談が入る
- ②教育センターと学校教育課で共有
- ③生徒指導担当から学校長へ連絡  
(対応フォーマットデータを送付)

いじめ防止対策推進法第23条2項  
にもとづき学校が組織で対応する

教育委員会の相談員へ相談したいと回答した場合  
相談員が学校へ訪問し、該当児童生徒に対して  
教育相談を実施する

## 対応フォーマット

|                             |  |  |  |  |               |  |  |  |  |                                      |  |         |  |                                                                            |       |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
|-----------------------------|--|--|--|--|---------------|--|--|--|--|--------------------------------------|--|---------|--|----------------------------------------------------------------------------|-------|--|--------|--|------|--|-------------|--|--------|--|----------------|--|--|
| 様式                          |  |  |  |  |               |  |  |  |  |                                      |  |         |  |                                                                            | 令和6年度 |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
| いじめの悩み何でも相談室への通報対応状況報告【1回目】 |  |  |  |  |               |  |  |  |  |                                      |  |         |  |                                                                            |       |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
| 通報受付日                       |  |  |  |  | 令和6年6月2日      |  |  |  |  | 判断                                   |  | 記入者職・氏名 |  |                                                                            |       |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
|                             |  |  |  |  |               |  |  |  |  | ①事実確認の結果                             |  |         |  |                                                                            | ②指導内容 |  | ③保護者対応 |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
|                             |  |  |  |  |               |  |  |  |  | 在籍                                   |  | 聞き取り    |  | 行為の有無                                                                      |       |  |        |  | 個別指導 |  | 被害児童生徒本人への謝 |  | 保護者の理解 |  | 被害児童生徒の保護者への謝罪 |  |  |
|                             |  |  |  |  |               |  |  |  |  |                                      |  |         |  | 嫌なことを言われる<br>仲間はずれ、無視<br>暴力<br>金品の要求<br>いじめたこと、謝罪しないこと、<br>いじめたこと、謝罪しないこと、 |       |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
| 誰に関する相談か                    |  |  |  |  | 3. おなじ学校のともだち |  |  |  |  | いじめの内容                               |  |         |  |                                                                            |       |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
| 通報者                         |  |  |  |  |               |  |  |  |  |                                      |  |         |  |                                                                            |       |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
| 5年(入学年度2020年度)              |  |  |  |  | -             |  |  |  |  | 5. いやなことやほずかしいこと、きけんことをされたりさせられたりする。 |  |         |  |                                                                            |       |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
| 入間 太郎                       |  |  |  |  |               |  |  |  |  |                                      |  |         |  |                                                                            |       |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
|                             |  |  |  |  |               |  |  |  |  | 被害児童生徒の認知                            |  |         |  |                                                                            |       |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
| A: いじめを受けている児童生徒(被害)        |  |  |  |  |               |  |  |  |  |                                      |  |         |  |                                                                            |       |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
| いるま小学校                      |  |  |  |  | 5. 5年生        |  |  |  |  |                                      |  |         |  |                                                                            |       |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
| 入間次郎                        |  |  |  |  |               |  |  |  |  |                                      |  |         |  |                                                                            |       |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
|                             |  |  |  |  |               |  |  |  |  | 加害児童生徒の認知                            |  |         |  |                                                                            |       |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
| B: いじめている児童生徒(加害)           |  |  |  |  |               |  |  |  |  |                                      |  |         |  |                                                                            |       |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
| いるま小学校                      |  |  |  |  | 5. 5年生        |  |  |  |  |                                      |  |         |  |                                                                            |       |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
| いるま三郎                       |  |  |  |  |               |  |  |  |  |                                      |  |         |  |                                                                            |       |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
| いじめを相談したい相手について             |  |  |  |  |               |  |  |  |  | 相談したい相手がその他の場合                       |  |         |  |                                                                            |       |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
| 1. 学校の先生                    |  |  |  |  |               |  |  |  |  | -                                    |  |         |  |                                                                            |       |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |
| その他伝えたいこと                   |  |  |  |  |               |  |  |  |  |                                      |  |         |  |                                                                            |       |  |        |  |      |  |             |  |        |  |                |  |  |

## 連絡後の学校の対応

いじめ防止対策推進法 第23条2項（いじめに対する措置）

学校は、前項の規定による**通報を受けたとき**

その他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係る**いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。**

＜いじめが認められる場合＞

学校がいじめを認知し、学校の組織でいじめ解決に向けて対応する。



いじめの行為が止んでいても、少なくとも3カ月は経過を見届ける。

＜いじめが認められた事案＞

- ・いじめを把握し、対応した結果解消しており経過観察中（14件）
- ・いじめを把握し、いじめ解決に向けて対応中（8件）

＜いじめが認められなかった事案＞

- ・聞き取り等の結果、事実が確認できず見守り中（13件）
- ・いじめではなく、親や兄弟の悩みに関するもの（5件）
- ・その他の悩み相談（1件）
- ・教育委員会の相談員による悩み相談実施（2件）

# いじめ問題対策連絡協議会とは

## 根拠法規

**いじめ防止対策推進法**（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に係る機関及び団体の連携を図るため、入間市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置くとされている。

本市においては、いじめ防止対策推進法に基づき、入間市いじめ問題対策連絡協議会条例が制定されている。

# いじめ問題対策連絡協議会とは

|       |                                                                                                                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所掌事務  | いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関すること。いじめの防止等に関係する施策の推進に関すること。                                                                                                                |
| 人数、任期 | <p>委員15名 任期は2年 会議は、原則として年2回開催する。ただし、重大事態に対処するとき、その他特別の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>法第14条第1項に規定する関係者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。（本市は連合区長会、PTA連合会、民生児童委員、保護司会などから選出されている。）</p> |

# いじめ問題調査審議会とは

## 根拠法規

**いじめ防止対策推進法**（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、地域におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を実効的に行うようにするため、**入間市いじめ問題調査審議会**（以下「審議会」という。）を置く。本市においては、いじめ防止対策推進法に基づき、**入間市いじめ問題調査審議会条例**が制定されている。

# いじめ問題調査審議会とは

|              |                                                                                                                                   |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>所掌事務</p>  | <p>地域におけるいじめの防止等のための対策に関すること。法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。</p> <p>入間市教育委員会の諮問に応じるとともに、教育委員会に対して意見を述べるものとする。</p>              |
| <p>人数、任期</p> | <p>委員5名 任期は2年 会議は、原則として年1回開催する。ただし、重大事態に対処するとき、その他特別の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。（本市は弁護士、大学教授などから選出されている。）</p> |

# いじめ重大事態の発生から調査開始

|   |                                                                                                                   |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 学校は、(2号事案の場合)欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、 <b>重大事態に至るよりも相当前の段階から教育委員会への報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業に取り組む</b> |
| 2 | 学校は教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告する                                                                                         |
| 3 | 教育委員会事務局は教育委員への報告をする                                                                                              |
| 4 | 教育委員会は調査主体、どのような調査組織とするかを判断する →(本市の場合は校内における第三者委員会か入間市いじめ調査審議会のどちらを主体とするかを判断する)                                   |

## いじめ重大事態の発生から調査開始

|   |                               |
|---|-------------------------------|
| 5 | 調査組織は、加害児童生徒・保護者への調査方針の説明等を行う |
|---|-------------------------------|

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| 6 | 学校は、教育委員会を通じて文部科学省へ重大事態調査開始を報告する |
|---|----------------------------------|

## 重大事態調査の実施

|   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 調査組織は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する |
|---|-------------------------------------|

# 重大事態調査結果の説明・報告

|   |                                                                                          |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 調査組織は、被害児童生徒及び保護者に対する調査結果の説明を実施する                                                        |
| 2 | 学校の設置者及び学校は、地方公共団体の長へ調査結果の報告・説明及び教育委員会会議において議題として取り扱うこと<br>※総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること |
| 3 | 地方公共団体の長は、調査結果の報告を踏まえ、再調査の実施の要否を判断                                                       |
| 4 | 調査組織は、教育委員会を通じて文部科学省に重大事態調査結果報告書を提出する                                                    |

## 近隣市町村における重大事態について

所沢市 令和5年5月

令和3年から中学校の生徒がいじめを受け、不登校となった案件。

→現在市教委による調査が行われている。

所沢市 令和5年11月

小学校の児童がいじめを受け不登校となった案件。(物を隠される、暴言や嫌がらせ、悪口を言われる等)進級後他の学校に転校した。

→市教委による第三者委員会を主体とした調査が行われた。

富士見市 令和6年3月

令和5年6月に児童がいじめを受け7月以降不登校となった案件。(菌扱いされる、悪口を言われる)

→市教委による第三者委員会を主体とした調査が行われた。

## 市長部局による第三者委員会について

他市の事例では、市教委が所管する第三者委員会（本市の場合はいじめ問題調査審議会）での調査結果にいじめ被害当事者、保護者等が納得できなかった場合に、市長部局が第三者委員会を設置し、再度調査を行うといった事例が発生している。

→本市においては市長部局による第三者機関設置に関する規定等はないが、いじめ被害当事者の思いによっては検討していく必要がある。

いじめ防止対策推進法制定以降、入間市では重大事態の発生は無い。

## さいたま市における市長部局による第三者委員会の設置事例について

### さいたま市いじめ問題再調査委員会条例 令和5年に制定

いじめ防止対策推進法による重大事態の調査の結果について市長による再調査等を行うため、さいたま市いじめ問題再調査委員会を設置した。委員会は、市長の諮問に応じ、調査の必要性及び調査の結果について調査審議する。

## 学校給食費無償化の現状について

学校給食課

## 1 近隣市の状況

- ・埼玉県実施「学校給食費減免等の実施状況に関する調査」の結果（令和6年4月実施）

《学校給食費の一部補助を含む補助実施自治体数》

62市町村、1組合（本庄上里学校給食組合）の内、32市町村。

《完全無償化の実施自治体数》

32市町村の内、13市町村

- ・入間市実施近隣10市への調査結果

〔調査対象自治体：川越市・所沢市・飯能市・東松山市・狭山市・富士見市  
坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・ふじみ野市〕

《近隣10市の無償化実施自治体》

坂戸市・所沢市

《入間市の取組》

令和5年度に国の交付金を活用し、合計6か月間の学校給食費を無償化した。

## 2 給食費にかかる費用

- ・令和6年度当初予算 教育費歳出予算額 約76億円

《学校給食に関連する予算（学校給食センター更新事業費含む）》

約29億円 教育費全体の約38%

《学校給食に関連する予算（学校給食センター更新事業費除く）》

約14億円 全体の23%

## 【主な内訳】

|                            |           |
|----------------------------|-----------|
| 学校給食関係職員の人件費               | 約6億3千8百万円 |
| 配膳業務、配送業務、保菌検査等各衛生業務の業務委託費 | 約7千5百万    |
| 厨房機器の修繕費                   | 約5百万円     |
| 厨房機器の入れ替えに伴うリース料           | 約4千7百万円   |
| 学校給食センターの光熱水費              | 約2千5百万円   |
| 食材料費                       | 約6億1千7百万円 |

食材料費、約6億1千7百万円のうち、約5億4千万円が保護者負担分。学校給食に係る予算の38.6%を占めている。

無償化する場合、現在の保護者負担である約5億4千万円を市の財源にて計上することとなり、他の予算への影響は避けられない。

【参考：児童生徒 1 人当たりの予算】

※運営方法が異なるため、同条件による比較ではない。

|                           | 入間市           | 東松山市        | 富士見市        | 日高市         |
|---------------------------|---------------|-------------|-------------|-------------|
| 児童数                       | 6,458         | 4,381       | 5,646       | 2,301       |
| 生徒数                       | 3,313         | 2,201       | 2,619       | 1,402       |
| 合計                        | 9,771         | 6,582       | 8,265       | 3,703       |
| 給食関係予算<br>(賄材料代除く)        | 790,860,621   | 382,402,000 | 379,230,652 | 184,630,855 |
| 給食関係予算<br>(賄材料代含む)        | 1,408,134,621 | 763,865,000 | 861,085,652 | 399,617,855 |
| 児童生徒一人当たりの<br>予算 (賄材料代除く) | 80,940        | 58,098      | 45,884      | 49,860      |
| 児童生徒一人当たりの<br>予算 (賄材料代含む) | 144,114       | 116,054     | 104,185     | 107,917     |

### 3 給食費の無償化について

#### 《入間市の学校給食》

- 冷凍加工調理済食品や化学調味料等を含む食材の使用はなく、国産を原則として、県内産または入間市産の食材使用を重視している。
- 食材の持ち味を生かすよう手間と時間をかけた手作り調理を実施している。
- 子どもたちや、保護者、他の自治体からも高く評価されている。

#### 《無償化の為に必要な予算額》

一般財源により、約 5 億円程度見込む必要がある。

※令和 4 年度決算で経常収支比率 97.7% の本市は、現状の予算確保は困難。毎年予算を確保するには、他予算を継続的に削り充当する必要がある。

#### 《無償化実施済みの自治体による事例》

予算を全体的に削減し、財政調整基金を活用して予算を確保している。全体の市民サービス低下に繋がる。財政調整基金等の取崩しが多くなり、大規模災害など緊急時に影響が出ることが懸念される。

#### 《無償化に伴い考えられる影響》

他市よりも多くの予算をかけている学校給食の経費から削減する必要もある。  
食材の質を下げ、冷凍加工品や化学調味料の使用検討、直営方式の見直し、学校給食センター廃止などを検討する必要がある、「安全で安心な美味しい手作りの学校給食」を諦めることを意味する重大な決断が必要となる。

#### 《今後の方向性》

人の身体は食べたものでしかつくりすることができない。発育期の児童生徒には、入間の自慢で魅力的な食材にもこだわった「安全で安心な美味しい手作りの学校給食」を維持し提供していきたい。そのためにも、今後も学校給食にかかる経費のうち、食材料費にかかる経費については、学校給食費として保護者にご負担をいただきたいと考えている。

学校給食費は、国の責任で保護者負担に対する考え方を整理し、財源を含め具体的な施策を示すべきものと考え、これまでも学校給食費の無償化について要望してきたが、引き続き国に対して要望して参りたい。

#### 《著しい価格高騰等があった場合の補助等》

様々な社会要因により著しい食材料費の価格高騰などが発生し、栄養士や調理員などが工夫しても、学校給食の質を維持することが不可能であると判断された場合、価格高騰分は保護者負担とせずに市が一定の負担していくことに、前向きに検討する。